

名古屋市公報

平成22年 9月 1日号

第873号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目 次 ページ

告 示

- 名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・区画整理課) (第458号) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第459号) 3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定 (健福・障害企画課) (第460号) 4
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止 (健福・障害企画課) (第461号) 6
- 県営土地改良事業(茶屋新田地区)の変更後の土地改良事業計画書の縦覧について (緑土・農業技術課) (第462号) 7
- 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更 (住都・都市計画課) (第463号) 8
- 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更 (住都・都市計画課) (第464号) 9
- 名古屋市梅森坂東土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第465号) 10
- 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・農政課) (第466号) 11
- 名古屋市中川児童館の開館時間について (子青・青少年自立支援室) (第467号) 12
- 大曾根北土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧 (住都・大曾根北都市整備事務所) (第468号) 13

選挙管理委員会告示

- 名古屋市議会解散請求代表者証明書の交付について (第9号) 14

教育委員会告示

- 教育委員会定例会の開催について (第22号) 15

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (市経・地域商業課) 18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (市経・地域商業課) 21

名古屋市告示第 458号

名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成22年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
青 山 邦 男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間55番第 1番地
梶 野 進	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字樹木 2番地
梶 野 題 一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間66番第51番地
梶 野 武 三	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間68番地
梶 野 渡	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字セト山48番第 1番地
松 宮 宗 雄	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山59番第51番地
山 田 耕 作	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字セト山19番第 1番地

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 459号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号
平成21年12月15日 21指令住開指第 109号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2275番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県尾張旭市印場元町一丁目 9番地13
小栗隆雄

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 460号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による施術者の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成22年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
末松 久美子	名古屋市中区新栄三丁目18番 7号	平成22年 4月 20日
銭田治療院		
小林 國由	名古屋市中川区八家町 2丁目65番地	平成22年 5月 14日
小林マッサージ治療院		
和田 昇	名古屋市昭和区滝子通 2丁目10番地の 4	平成22年 5月 6日
和田はり・きゅう・マッサージ治療院		
太田 雄介	名古屋市南区本城町 2丁目50番地	平成22年 5月 12日
太田マッサージ治療院		
安藤 真	名古屋市守山区大字上志段味字東山 871番地	平成22年 5月 13日
安藤マッサージ治療院		

柴田 泰治	名古屋市名東区宝が丘22番地	平成22年 5月13日
天寿堂治療院		
市野 亘	名古屋市天白区植田三丁目1401番地	平成22年 5月13日
市野治療院		
石原 浩章	名古屋市中村区烏森町 7丁目 264番地	平成22年 5月12日
阿部接骨院		
阿部 純市	名古屋市中村区烏森町 7丁目 264番地	平成22年 5月12日
阿部接骨院		
小野 誠	名古屋市中村区岩上町 109番地	平成22年 5月28日
岩上接骨院		
合屋 良	名古屋市中区新栄二丁目 1番48号	平成22年 3月24日
良院堂整骨院		
澤田 剛秀	尾張旭市庄中町 1丁目 1番地の 5	平成22年 4月 4日
ヒカリ接骨院旭		
水野 敦仁	尾張旭市印場元町 2丁目 5番地の 6	平成22年 5月14日
キュア接骨院		

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 461号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定施術者の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
近藤 政治	名古屋市南区桜本町 2番地の22	平成22年 3月 3日
わかば接骨院		

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 462号

県営土地改良事業（茶屋新田地区）の変更後の土地改良事業計画
書の縦覧について

愛知県が県営土地改良事業（茶屋新田地区）の変更後の土地改良事業計画を
決めました。土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3第 6項において
準用する第87条第 5項の規定より、愛知県から指定された名古屋市での縦覧に
ついては、以下のとおりです。

平成22年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

平成22年 8月25日から平成22年 9月22日まで。ただし、日曜日、土曜日及
び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除き
ます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分まで
は除きます。

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農業技術課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農業技術課

名古屋市告示第 463号

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画都市再生特別地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成22年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市再生特別地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中村区平池町四丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 464号

名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別緑地保全地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成22年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別緑地保全地区

2 都市計画を変更する土地の区域

熊野特別緑地保全地区 名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉及び字熊ノ前

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 465 号

名古屋市梅森坂東土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成22年 8 月25日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市梅森坂東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市名東区高針五丁目1239番地
- 3 設立認可の年月日
平成元年11月24日
- 4 変更の内容
事業施行期間を平成24年 3 月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
平成22年 8 月25日

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 466号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項で準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次のとおり公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を縦覧に供します。

平成22年 8月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 法第13条第4項で準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農政課
(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 467号

名古屋市中川児童館の開館時間について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり開館時間を変更します。

平成22年 8月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市中川児童館

2 変更内容

平成22年 8月30日（月）の開館時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 6時まで」に変更します。

名古屋市子ども青少年局子ども育成部青少年自立支援室

名古屋市告示第 468号

大曾根北土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定により、
名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり一般の縦覧に供します。

平成22年 8月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

平成22年 8月28日から平成22年 9月10日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区丸の内二丁目 2番15号

名古屋市大曾根北都市整備事務所

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北都市整備事務所

名古屋市選挙管理委員会告示第9号

名古屋市議会解散請求代表者証明書の交付について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第100条において準用する同令第91条第2項の規定に基づき、平成22年8月27日、次の者に対して、名古屋市議会解散請求代表者証明書を交付した。

平成22年8月27日

名古屋市選挙管理委員会委員長 伊藤年一

住 所	氏 名
名古屋市西区南堀越一丁目15番29号	佐橋 雅元
名古屋市中村区鳥居通2丁目19番地	長谷川 守男
名古屋市昭和区鶴舞四丁目17番8号 ロイヤルビラ鶴舞202号	平野 一夫
名古屋市千種区春里町2丁目43番地の2 三旺マンション第3本山502号	福島 操
名古屋市中区橘一丁目23番22号	藤澤 豊治
名古屋市名東区高針五丁目105番地の2	船橋 旭
名古屋市名東区貴船二丁目1108番地の3	牧田 幸代
名古屋市名東区貴船二丁目1104番地の3	三宅 功
名古屋市東区白壁五丁目21番地の2	村上 一子
名古屋市中川区愛知町11番17号	安井 嘉明

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第22号

教育委員会定例会の開催について

平成22年9月1日午後2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成22年8月25日

名古屋市教育委員会委員長 神谷龍彦

平成23年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について
名古屋市指定文化財の指定について
名古屋市プール条例の一部改正について
平成22年度補正予算について
教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価について
小規模校対策に関する実施計画について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1、 2

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)マシン・エイジ	代表取締役 須田 哲正	東京都目黒区鷹番一丁目1番7号	—	—	—	平成22年 1月31日
2	(有)ビットリオ	代表取締役 小田 真千	名古屋市中区上前津二丁目7番11号	—	—	—	平成22年 1月31日
3	—	—	—	(株)ヒューマンフォーラム	代表取締役 出路 雅明	京都市中京区新京極通蛸薬師下る531番地2	平成22年 3月5日
4	—	—	—	(株)栗原	代表取締役 栗原 亮	大阪市西区鞆本町二丁目7番6号	平成22年 3月5日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (2) No. 3及びNo. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成22年 8月 3日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成22年 8月24日から平成22年12月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成22年12月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 8月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ守山青山台店
名古屋市守山区青山台 628番 4

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)オークワ	代表取締役 福西 拓也	和歌山県和歌山市中島 185番地の 3

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)オークワ	代表取締役 福西 拓也	和歌山県和歌山市中島 185番地の 3

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年 4月25日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,004平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

118台

(2) 駐輪場の収容台数

103台

(3) 荷さばき施設の面積

110平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

19.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 7時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6時45分から午前 0時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成22年 8月24日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成22年 8月27日から平成22年12月27日まで。ただし、日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成22年12月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 8月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ名古屋守山店
名古屋市守山区青山台 628番 5 外 5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6番10号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6番10号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年 4月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,420平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
263台
- (2) 駐輪場の収容台数
84台
- (3) 荷さばき施設の面積
109平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
47.63立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 7時00分	午後 8時00分（年間 120日は午後 9時00分）

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6時45分から午後 8時15分まで（年間 120日は午前 6時45分から午後 9時15分まで）
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時00分から午後 9時00分まで

7 届出の日

平成22年 8月24日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成22年 8月27日から平成22年12月27日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成22年12月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課